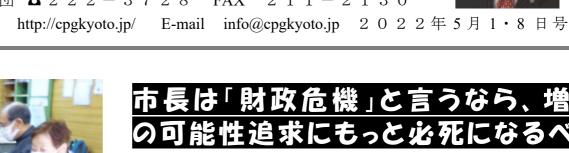
## こんにちは、

## 日本共産党井上けんじです

日本共産党南地区委員会**公** 353-6311 自宅**公** (F兼) 691-3323 (携帯) 090-7880-9442 日本共産党京都市会議員団 222-3728 FAX 211-2130

市会議員団ホームページ http://cpgkyoto.jp/ E-mail info@cpgkyoto.jp 2022年5月1・8日号



生活と健康を守る会懇談会(4/22)で声を聴く

4月21日の議会で、井上議員が、「株の売買等で得た所得 の市民税も、現行4%でなく、他の収入と同じ8%の税率と すべき。『財政危機』と言って市民にしわ寄せしながら、財 源確保に真剣に取り組まないのは許せないと追及しました。

市民税は、均等割+所得割。均等割は、3,500円(府民税は2,100円)、所得割は、 間単に言って、所得(収入-必要経費)×8%(府民税は2%)。京都市民は、府民税も市に 払い、市がまとめて府に払います。

例えば賃金と年金など複数の収入がある場合、所得を合計して8%を掛け、税金額を計算 します。総合課税と言います。税金の集め方の基本です。

**ころ か、、何 と 、**次の文と表は、市の資料からのコピーです。

## 総合課税を行わない所得等の課税の特例

個人が土地・建物等、又は株式等を、譲渡した場合の譲渡所得等及び先物取引を行った場 合の雑所得等に対する所得割については、他の所得と区分して課税することになっています。

区 分	市 民 税	府 民 税
上場株式等の係る譲渡所得等	上場株式等に係る課税譲	上場株式等に係る課税譲
	渡所得等の金額×4%	渡所得等の金額×1%
一般株式等に係る譲渡所得等	一般株式等に係る課税譲	一般株式等に係る課税譲
	渡所得等 の金額×4%	渡所得等の金額×1%
上場株式等に係る配当所得等	上場株式等の配当等に係る課	上場株式等に係る課税配
	税配当所得等の金額×4%	当所得等の金額×1%
先物取引に係る雑所得等	先物取引に係る課税雑所	先物取引に係る課税雑
	得等の金額×4%	所得等の金額×1%
土地・建物等を譲渡した場合	6 種類の区別がありますが、省略します。	
の譲渡所得等	市民税率は4%が多いなどいずれも8%よりはずっと低	
	い税率。府民税も、いずれも2%より低い。	

つ ま り ᢏ 株式の売買等による所得は「分離課税」といって、別に計算。4%の低率 税率となっています。要するに、半額の大盤振る舞い、株主等優遇税制です。

5月1日・8日付は「赤 旗日曜版」「京都民報」と も、それぞれ合併号となり ますので、このニュースも 同様の発行とさせて頂きま す。8日の配達はありませ ん。ご了解のほど、よろし くお願い申し上げます。

憲 法 を 暮らしと外交、 地方自治に 生かそう 憲法集会 5月3日(火) 昼 2 時 4 5 分 ~ (於)円山音楽堂

場剣上望にも国で体はしかなは 、、言すがあてれが、しまを算ににの かに議も ら要員出辛こい。独るい、ら京かし目を の望はしうのなし自とま各、都した指明市る収 質せ、てじ課りかにしす自国市こ 。治の民の 問よっいて題のし決て しもま で市、めも一体法税「 で しとつす改はと普る、定を律で4 たのと。善、し段べ自の拘にあ% 立真井要国てはき治幅束書りし

のれの市 税ば所民例 目、得税え 収そと4ば 入れ同% のだじの左 2 け8 欄の 倍で%を表 の、に 税そす他

でま純今収 はす増のに 。と税な 細市な収り なのる額ま 現税こと 状務と同っ デ統にじま 1計な額り タ書りが

率員すせが 改はるんな つ 料 だ け譲か辛試 渡らう算 、所、 じが 30得井て 数の上存き 億税議在ま

すら自ハが ベか身ズ得 きにが としも紹れ 指 `つ

摘増と